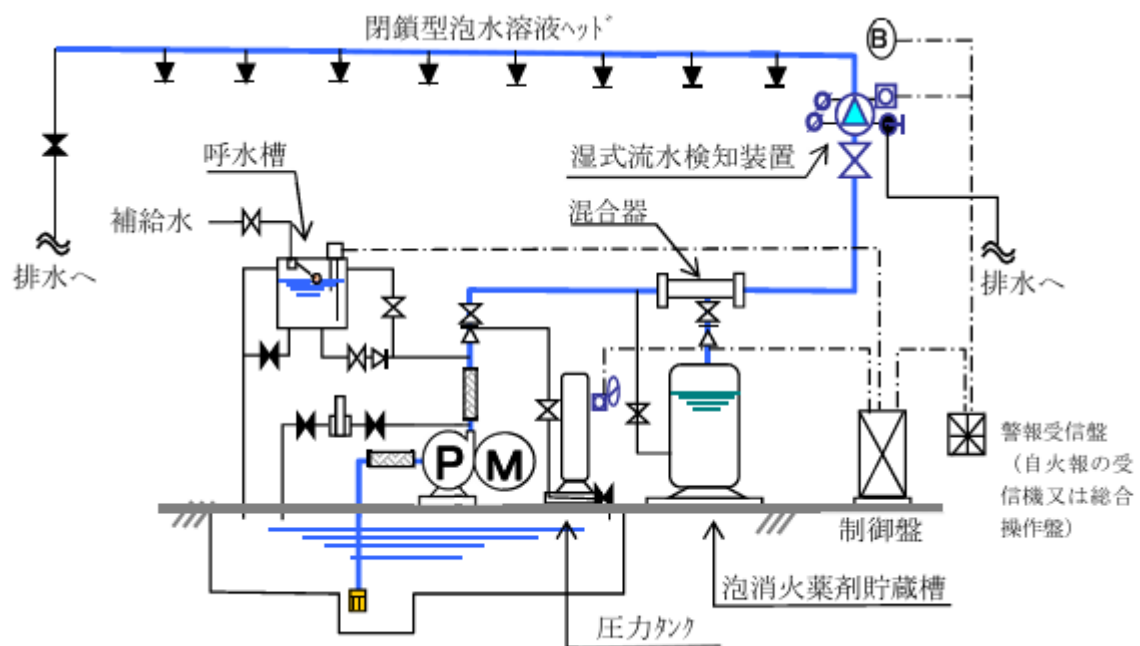


第5の2 特定駐車場用泡消火設備

1 設備の概要

(1) 泡消火設備は、一の放射区域を 50 m²以上 100 m²以下とし、当該区域内に設置されている全ての泡ヘッドから泡を一斉に放射することで火災を消火するが、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 26 年総務省令第 23 号。以下「特定駐車場省令」という。）第 2 条第 1 号に規定される特定駐車場用泡消火設備は、火災となった自動車等の防護対象物に対し、直近の閉鎖型泡水溶液ヘッド等が開放し、泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下同じ。）を局所的に放射して火災を消火する泡消火設備である。

(2) 特定駐車場用泡消火設備（単純型平面式泡消火設備）の構成・系統図例



2 用語の意義

(1) 特定駐車場

政令別表第 1 に掲げる防火対象物の駐車場の用に供される部分で、次に掲げるものをいう。

イ 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は 2 階以上の階にあっては 200 m²以上、1 階にあっては 500 m²以上、屋上部分にあっては 300 m²以上のもののうち、床面から天井までの高さが 10m 以下の部分

ロ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が 10 台以上のもののうち、床面から天井までの高さが 10m 以下のもの

(2) 平面式特定駐車場

前(1).イの特定駐車場のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分を除いた部分

(3) 機械式特定駐車場

(1)の特定駐車場のうち昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分

(4) 特定駐車場用泡消火設備

特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいい、ヘッドや感知継手の組合せにより(6)から(11)までに区分される。(第5の2-1表参照)

(5) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。

(6) 開放型泡水溶液ヘッド

特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、感熱体を有しないものをいう。

(7) 感知継手

火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドに泡水溶液を供給する継手をいう。

(8) 単純型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる特定駐車場用泡消火設備 ((7)から(10)までに掲げるものを除く。)をいう。

(9) 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

(10) 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

(11) 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド(標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。))に限る。以下同じ。)及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

(12) 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

(13) 機械式泡消火設備

機械式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。

(14) 流水検知装置

「流水検知装置の技術上の規格を定める省令」(昭和58年自治省令第2号)の規定に適合する流水検知装置をいう。

(15) 有効感知範囲

消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用ヘッド

及び閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。

(16) 有効放射範囲

消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。

(17) 有効警戒範囲

(15)及び前(16)の有効感知範囲及び有効放射範囲が重複する範囲をいう。

第5の2-1表

区分	閉鎖型泡水溶液ヘッド	感知継手	一斉開放弁・火災感知用ヘッド	開放型泡水溶液ヘッド	泡ヘッド
単純型平面式泡消火設備	○				
感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備	○	○		○	
感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備	○	○			○
一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備	○		○	○	
一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備	○		○		○
機械式泡消火設備	○	△	△	△	△

○：必須、△：選択可

3 認定等

(1) 認定評価

閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手は日本消防検定協会において認定評価の対象となっており、当該認定評価において次の①から④までの性能等について確認される。

- ① 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等
- ② 有効感知範囲（開放型泡水溶液ヘッドを除く。）
- ③ 有効放射範囲（感知継手を除く。）
- ④ 最大開放個数（閉鎖型泡水溶液ヘッドを除く。）

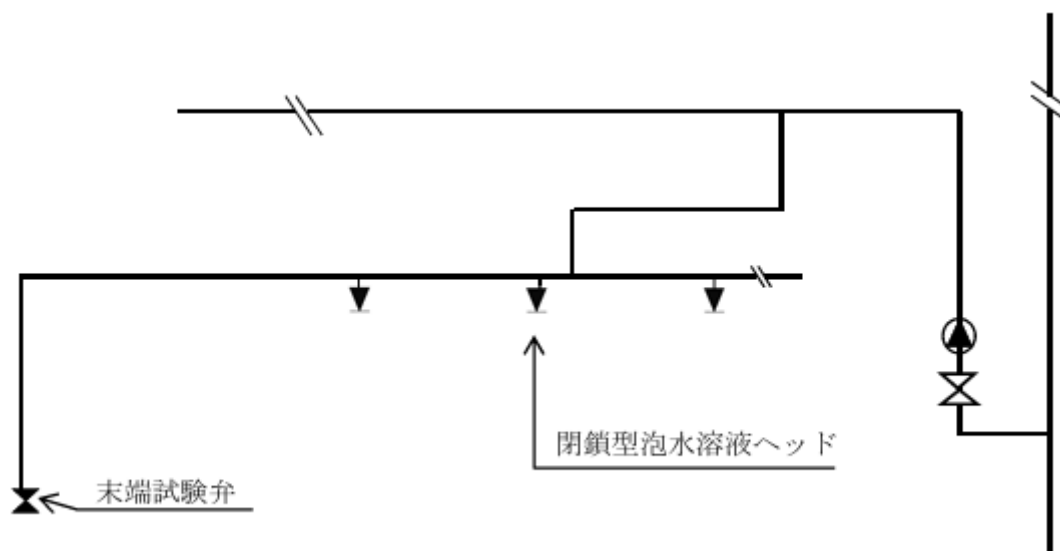
さらに②から④までについては認定品に係る型式番号ごとに特定駐車場省令及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第5号。以下「特定駐車場告示」という。）の基準を満足するために必要な条件（使用圧力範囲、設置高さ範囲、泡消火薬剤、希釈容量濃度、流量定数、開放個数、最大流量等。以下「付帯条件」という。）が示されていることから、認定品とし、付帯条件に従い設置すること。◆

(2) 特定機器評価（総合評価）

特定駐車場用泡消火設備の構成機器等（認定品等を含む。）の組合せ等について、特定駐車場省令及び特定駐車場告示の基準並びに認定品に係る付帯条件に適合するものは評価番号が付与され、当該設備の構成、仕様、設置に係る詳細等を示した総合評価結果（以下「評価書」という。）が発行されていることから、当該評価を受けたものとし、評価書に従い設置すること。◆

4 単純型平面式泡消火設備

(1) 構成例



(2) 加圧送水装置等（ポンプを用いるもの及び高架水槽を用いるものに限る。）

特定駐車場省令第4条第6号及び第9号の規定によるほか、次によること。

イ 設置場所

第2 屋内消火栓設備：4.(1).イ又は(2).イを準用すること。

ロ 機器

第2 屋内消火栓設備：4.(1).ロ又は(2).ロを準用すること。

ハ 設置方法

第2 屋内消火栓設備：4.(1).ハ又は(2).ハを準用すること。

ニ 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

第2 屋内消火栓設備：4.(4)を準用すること。

(3) 水源

特定駐車場省令第4条第2号の規定によるほか、次によること。

イ 第2 屋内消火栓設備：3を準用すること。

ロ 特定駐車場省令第4条第2号ロにおける「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」とは、加圧送水装置等から最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッドまでの配管を満たすに必要な水量とすること。

(4) 配管等

特定駐車場省令第4条第8号の規定によるほか、次によること。

イ 機器

第2 屋内消火栓設備：5.(1)を準用すること。

ロ 設置方法

第2 屋内消火栓設備：5.(2)（イを除く。）を準用するほか、次によること。

（イ）配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法等で、常時充水しておくこと。◆

（ロ）車両が配管等へ接触することによる折損・破損事故を防止する措置を講じること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

第5 泡消火設備：2.(12).イを準用すること。

(6) 泡消火薬剤

特定駐車場省令第4条第5号の規定によるほか、(3).ロに定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量を加えた量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

特定駐車場省令第4条第12号の規定によるほか、第5 泡消火設備2.(4)を準用すること。

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

特定駐車場省令第4条第1号の規定によるほか、次によること。

イ 設置場所等

（イ）閉鎖型泡水溶液ヘッドの配置及びはり等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること。

（ロ）第3 スプリンクラー設備：2.(4).チ.(イ)を準用すること。

（ハ）有効な消火ができるよう、当該機器の仕様書で定める範囲内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。

（ニ）閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

（ホ）閉鎖型泡水溶液ヘッドの周囲には、感知及び泡水溶液の放射に障害となるものがないこと。

ロ 機器◆

開放型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場告示に適合するもの又は認定品とすること。

(9) 自動警報装置等

特定駐車場省令第4条第3号及び第11号の規定によるほか、第5 泡消火設備：2.(8)を準用すること。

(10) 制御弁

第5 泡消火設備：2.(9).イを準用すること。

(11) 起動装置

特定駐車場省令第4条第10号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、第3 スプリンクラー設備；1.(9).イ.(イ)を準用すること。

(12) 末端試験弁

特定駐車場省令第4条第15号の規定によるほか、第3 スプリンクラー設備：2.(7)（イを除く。）を準用すること。

(13) 表示及び警報

第3 スプリンクラー設備：1.(13)を準用すること。(特定駐車場省令第4条第13号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。)

(14) 貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第4条第14号の規定によるほか、第2 屋内消火栓設備：7を準用すること。

(15) 非常電源及び配線等

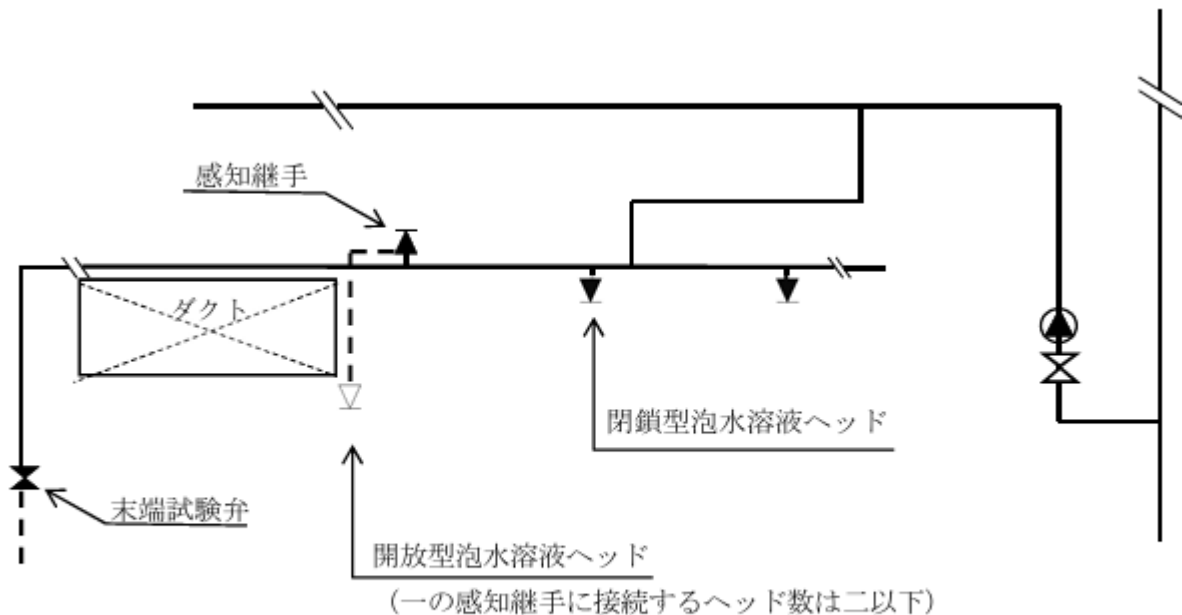
特定駐車場省令第4条第7号の規定によるほか、第2 屋内消火栓設備：8を準用すること。

(16) 総合操作盤

特定駐車場省令第4条第13号において準用する省令第12条第1項第8号に規定する総合操作盤は、第25 総合操作盤によること。

5 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

(1) 構成例



---- 点線部分の配管（金属製に限る。）は亜鉛メッキ等による防食処理をすること。

(2) 加圧送水装置等（ポンプを用いるもの及び高架水槽を用いるものに限る。）

前4.(2)を準用すること。

(3) 水源

特定駐車場省令第5条第4号の規定によるほか、次によること。

イ 第2 屋内消火栓設備：3を準用すること。

ロ 特定駐車場省令第5条第4号ロにおける「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」とは、加圧送水装置等から最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手までの配管を満たすに必要な水量とすること。

(4) 配管等

特定駐車場省令第5条第5号の規定によるほか、前4.(4)を準用すること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

前4.(5)によること。

(6) 泡消火薬剤◆

特定駐車場省令第5条において準用する第4条第5号の規定によるほか、(3).ロに定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量を加えた量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

前4.(7)を準用すること。

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

特定駐車場省令第5条第1号及び第3号の規定によるほか、前4.(8)（特定駐車場省令第4条第1号ロを除く。）を準用すること。

(9) 感知継手

特定駐車場省令第5条第1号及び第3号の規定によるほか、次によること。

イ 設置場所

(イ) 感知継手の配置及びはり等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること。

(ロ) 感知継手の取付け高さは、当該機器の仕様書で定める範囲内に設けること。

(ハ) 感知継手と取付け面との距離は、当該機器の仕様書で定める距離とすること。

(ニ) 感知継手の周囲には、感知に障害となるものがないこと。

ロ 機器

感知継手は、認定品とすること。◆

(10) 開放型泡水溶液ヘッド

特定駐車場省令第5条第2号及び第3号の規定によるほか、次によること。

イ 設置場所等

(イ) 泡水溶液ヘッドの取付け高さは、当該機器の仕様書で定める範囲内に設けること。

(ロ) 開放型泡水溶液ヘッドの周囲には泡水溶液の放射に障害となるものがないこと。

ロ 機器

開放型泡水溶液ヘッドは、認定品とすること。◆

(11) 自動警報装置等

前4.(9)を準用すること。

(12) 制御弁

前4.(10)を準用すること。

(13) 起動装置

前4.(11)を準用すること。

(14) 末端試験弁

前4.(12)を準用すること。

(15) 表示及び警報

前4.(13)を準用すること。

(16) 貯水槽等の耐震措置

前4.(14)を準用すること。

(17) 非常電源及び配線等

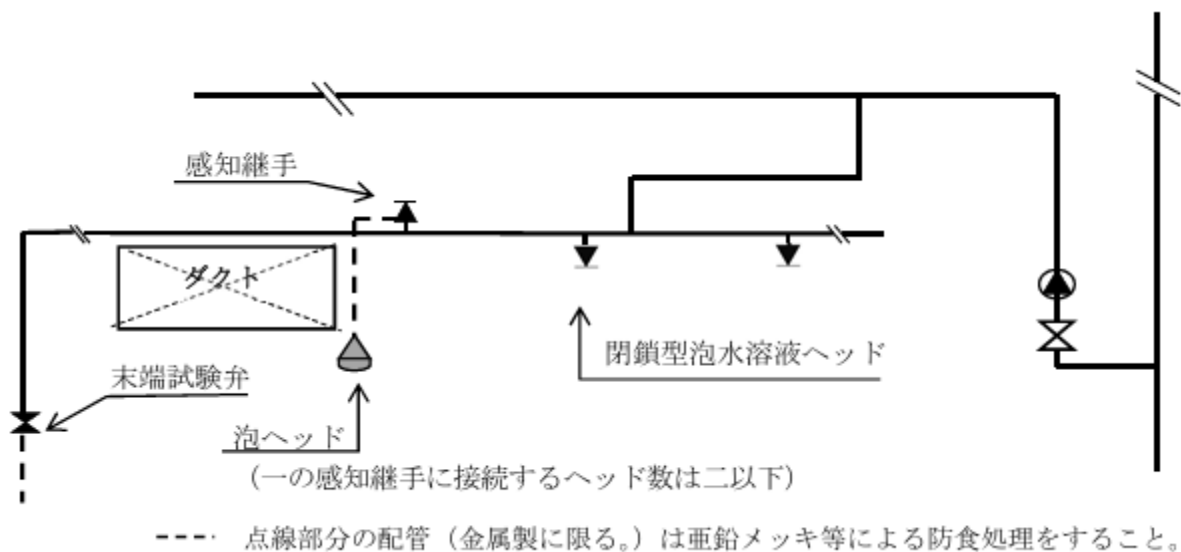
前4.(15)を準用すること。

(18) 総合操作盤

前4.(16)を準用すること。

6 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

(1) 構成例



(2) 加圧送水装置等

4.(2)を準用すること。

(3) 水源

前5.(3)を準用すること。

(4) 配管等

前5.(4)を準用すること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

4.(5)によること。

(6) 泡消火薬剤◆

前5.(6)を準用すること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

4.(7)を準用すること。

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

特定駐車場省令第6条第2号の規定によるほか、4.(8)（特定駐車場省令第4条第1号ロを除く。）を準用すること。

(9) 感知継手

特定駐車場省令第6条第2号の規定によるほか、前5.(9) (特定駐車場省令第5条第3号部分を除く。)を準用すること。

(10) 泡ヘッド（フォームヘッド）

特定駐車場省令第6条第1号及び第2号の規定によるほか、第5 泡消火設備：2.(5).イを準用すること。

(11) 自動警報装置等

4.(9)を準用すること。

(12) 制御弁

4.(10)を準用すること。

(13) 起動装置

4.(11)を準用すること。

(14) 末端試験弁

4.(12)を準用すること。

(15) 表示及び警報

4.(13)を準用すること。

(16) 貯水槽等の耐震措置

4.(14)を準用すること。

(17) 非常電源及び配線等

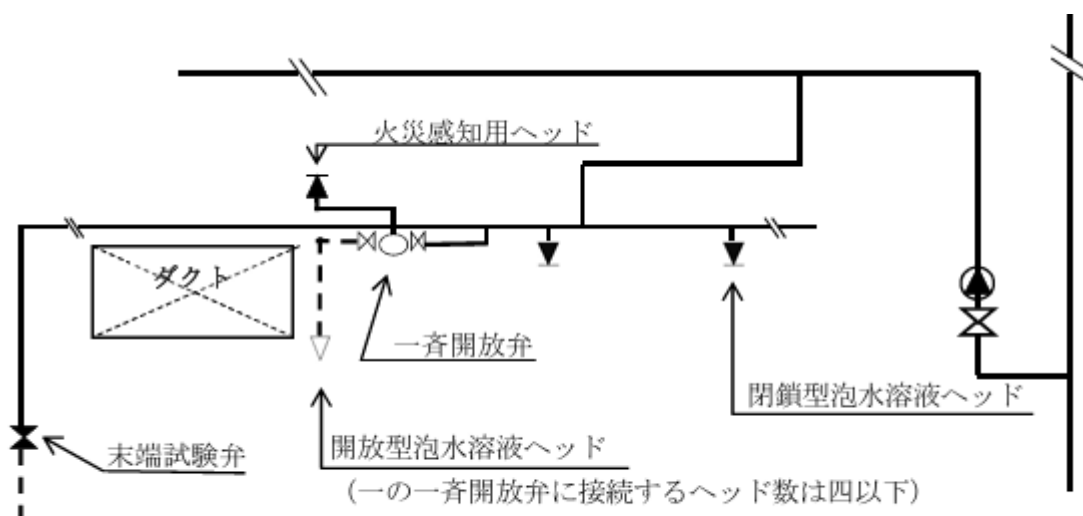
4.(15)を準用すること。

(18) 総合操作盤

4.(16)を準用すること。

7 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

(1) 構成例



---- 点線部分の配管（金属製に限る。）は亜鉛メッキ等による防食処理をすること。

(2) 加圧送水装置等

4.(2)を準用すること。

(3) 水源

特定駐車場省令第7条第4号の規定によるほか、次によること。

イ 第2 屋内消火栓設備：3を準用すること。

ロ 特定駐車場省令第7条第4号ロにおける「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」とは、加圧送水装置等から最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び一斉開放弁までの配管を満たすに必要な水量とすること。

(4) 配管等

特定駐車場省令第7条第5号の規定によるほか、4.(4)を準用すること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

4.(5)によること。

(6) 泡消火薬剤◆

特定駐車場省令第7条において準用する第4条第5号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、(3).イに定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量を加えた量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

4.(7)を準用すること。

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

特定駐車場省令第7条第1号ロ及び第3号の規定によるほか、4.(8)（特定駐車場省令第4条第1号ロ部分を除く。）を準用すること。

(9) 火災感知ヘッド等火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下「火災感知ヘッド等」という。）は、特定駐車場省令第7条第1号及び第3号の規定によるほか、第5 泡消火設備：2.(7).イ.(イ)を準用すること。

(10) 開放型泡水溶液ヘッド

特定駐車場省令第7条第1号ロ、第2号及び第3号の規定によるほか、5.(10)を準用すること。

(11) 自動警報装置等

4.(9)を準用すること。

(12) 制御弁

4.(10)を準用すること。

(13) 一斉開放弁◆

第5 泡消火設備：2.(7).ハ及び(9).ロを準用すること。

(14) 起動装置

4.(11)を準用すること。

(15) 末端試験弁

4.(12)を準用すること。

(16) 表示及び警報

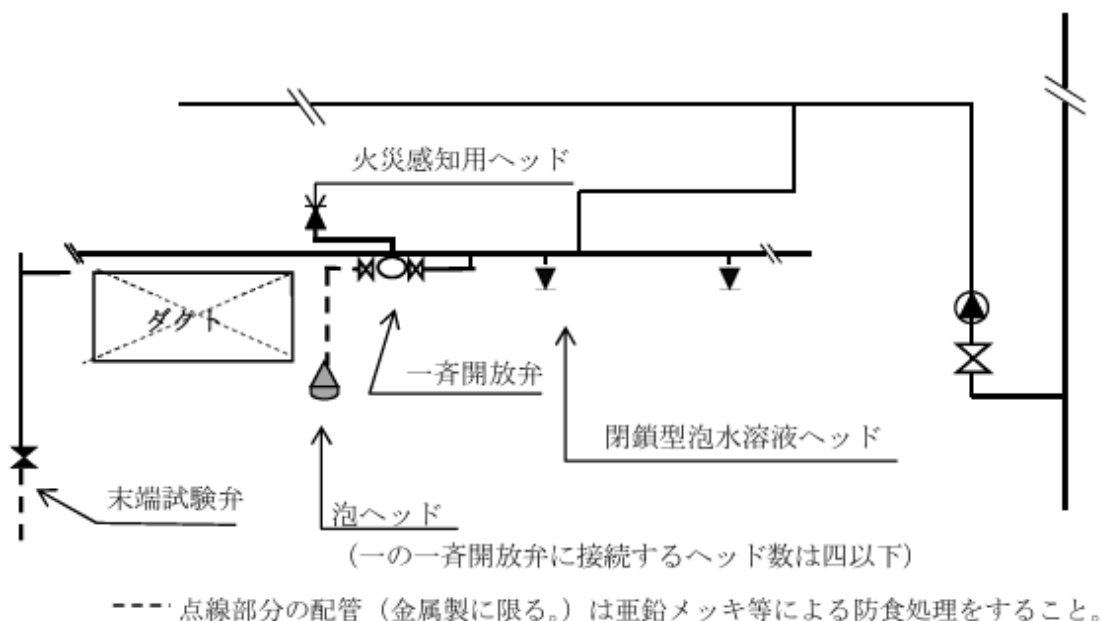
4.(13)を準用すること。

(17) 貯水槽等の耐震措置

- 4.(14)を準用すること。
- (18) 非常電源及び配線等
 - 4.(15)を準用すること。
- (19) 総合操作盤
 - 4.(16)を準用すること。

8 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

(1) 構成例



- (2) 加圧送水装置等
 - 4.(2)を準用すること。
- (3) 水源
 - 前7.(3)を準用すること。
- (4) 配管等
 - 前7.(4)を準用すること。
- (5) 配管等の摩擦損失計算
 - 4.(5)によること。
- (6) 泡消火薬剤
 - 前7.(6)を準用すること。
- (7) 泡消火薬剤混合装置
 - 4.(7)を準用すること。
- (8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド
 - 特定駐車場省令第8条第2号の規定によるほか、4.(8)（特定駐車場省令第4条第1号ロを除く。）を準用すること。
- (9) 火災感知ヘッド等

特定駐車場省令第8条第2号の規定によるほか、前7.(9)（特定駐車場省令第7条第3号を除く。）を準用すること。

(10) 泡ヘッド（フォームヘッド）

特定駐車場省令第8条第1号及び第2号の規定によるほか、第5 泡消火設備：2.(5).イを準用すること。

(11) 自動警報装置等

4.(9)を準用すること。

(12) 制御弁

4.(10)を準用すること。

(13) 一斉開放弁

特定駐車場省令第8条第1号の規定によるほか、前7.(13)を準用すること。

(14) 起動装置

4.(11)を準用すること。

(15) 末端試験弁

4.(12)を準用すること。

(16) 表示及び警報

4.(13)を準用すること。

(17) 貯水槽等の耐震措置

4.(14)を準用すること。

(18) 非常電源及び配線等

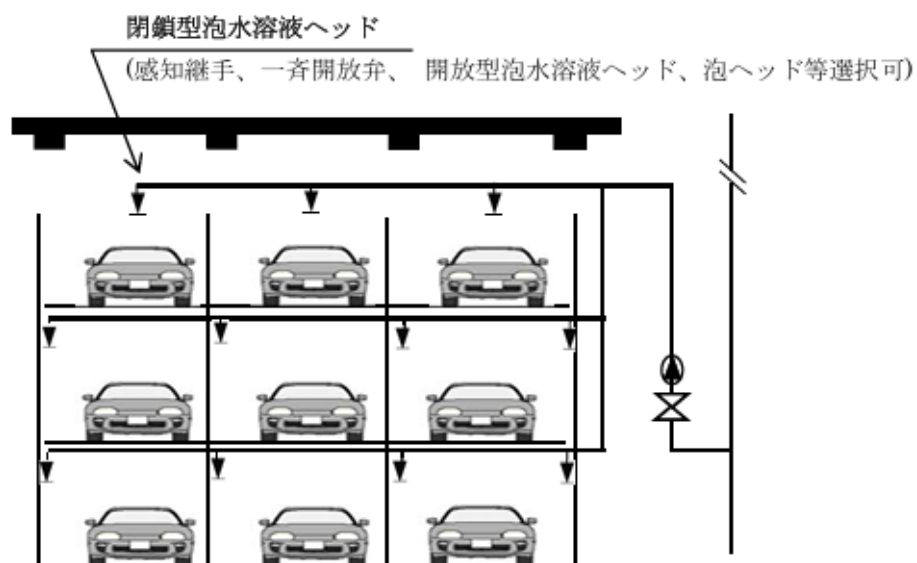
4.(15)を準用すること。

(19) 総合操作盤

4.(16)を準用すること

9 機械式泡消火設備

(1) 構成例



- (2) 加圧送水装置等
4.(2)を準用すること。
- (3) 水源
4.(3)、5.(3)及び7.(3)を準用すること。
- (4) 配管等
4.(4)、5.(4)及び7.(4)を準用すること。
- (5) 配管等の摩擦損失計算
4.(5)によること。
- (6) 泡消火薬剤
特定駐車場省令第9条において準用する第4条第5号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、(3)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量を加えた量以上の量とすること。
- (7) 泡消火薬剤混合装置
4.(7)を準用すること。
- (8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド
4.(8)を準用すること。
- (9) 感知継手
5.(9)を準用すること。
- (10) 火災感知ヘッド等
7.(9)を準用すること。
- (11) 開放型泡水溶液ヘッド
5.(10)を準用すること。
- (12) 泡ヘッド（フォームヘッド）
6.(10)を準用すること。
- (13) 自動警報装置等
4.(9)を準用すること。
- (14) 制御弁
4.(10)を準用すること。
- (15) 一斉開放弁◆
7.(13)を準用すること。
- (16) 起動装置
4.(11)を準用すること。
- (17) 末端試験弁
4.(12)を準用すること。
- (18) 表示及び警報
4.(13)を準用すること。
- (19) 貯水槽等の耐震措置

4.(14)を準用すること。

(20) 非常電源及び配線等

4.(15)を準用すること。

(21) 総合操作盤

4.(16)を準用すること。